

国空安政第 8 4 9 号
国空無機第 1 3 5 8 7 3 号
令和 4 年 7 月 1 1 日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部安全政策課長
無人航空機安全課長

岩国飛行場周辺を飛行する V F R 機の安全確保について

今般、米軍の高高度滞空型無人偵察機であるトライトンが、令和 4 年 7 月中旬から令和 4 年 1 1 月 3 0 月までの間、岩国飛行場へ一時展開される予定である。

当該トライトンは、遠隔地からの無線操縦及び自律飛行プログラムにより無人での飛行を行うことから、一層の安全を確保するため、岩国飛行場周辺の飛行を予定している V F R 機の操縦者が、下記事項を確実に実施するよう、貴会傘下の関係事業者にも周知されたい。

なお、本内容については、ノータムが発出される予定（令和 4 年 8 月 1 1 日以降は航空路誌補足版も発行される予定）となっていることを申し添える。

記

1. 岩国飛行場周辺の飛行を予定している V F R 機の操縦者にあつては、飛行前にノータムにて情報の確認を行うとともに、A T I S の聴取（岩国アプローチ・コントロール内）又は関係管制機関（岩国アプローチ又は神戸航空交通管制部）との通信設定を行い、当該トライトンの運航の有無を確認すること。
2. 当該トライトンの運航情報に接した場合、V F R 機の操縦者は、A T C トランスポンダーの V F R コード（飛行高度 1 0, 0 0 0 f t 未満は、1 2 0 0、1 0, 0 0 0 f t 以上は 1 4 0 0）を発信するとともに、関係管制機関と無線電話により通信設定を行い、積極的に、自機の位置等運航情報を連絡し、また、管制機関によるレーダー業務（レーダー・サービス）の提供を求めるとともに、当該トライトンの動向についてもモニターを実施すること。